

伊那中央病院麻薬及び向精神薬取扱規程

平成15年4月1日

訓令第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)の規定に基づき、麻薬及び向精神薬の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 麻薬に関する取扱

(麻薬処方せん)

第2条 麻薬施用者は、麻薬処方せんを交付するときは、次の各号によらなければならない。

- (1) 注射用の麻薬処方せんを交付するときは、オーダーリングシステム注射オーダとは別に院内麻薬注射処方せん(様式第1号)に、患者の氏名及び年齢若しくは生年月日、麻薬の品名、数量、用法用量、発行の年月日、麻薬施用者の氏名、押印、免許証の番号を記載する。
- (2) 入院において内服、外用の院内麻薬処方せんを交付するときは、オーダーリングシステム処方オーダの麻薬処方よりオーダを行い、プリントアウトされた院内麻薬処方せんに麻薬施用者印を押印する。
- (3) 外来院内調剤において院内麻薬処方せんを交付するときは、オーダーリングシステム処方により入力を行い、プリントアウトされた院内麻薬処方せんに麻薬施用者印を押印する。
- (4) 外来院外処方せんにおいては、オーダーリングシステム処方により入力を行い、プリントアウトされた院外処方せんに麻薬施用者印を押印する。
- (5) 本項第1号から第4号の押印は、麻薬施用者の署名のある場合は省略することができる。

2 前項第1号、第2号及び第3号による麻薬処方せんは、薬剤科に提出するものとする。

3 院内注射麻薬処方せんでの請求量は、施用単位または1日単位とする。

4 内服、外用の麻薬処方せんは、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二及びホに準じ、1回の投薬日数は必要最小限の日数にしなければならない。

(注射用麻薬の施用)

第3条 麻薬注射剤は、原則として分割して複数の者に施用しないものとする。また、同一患者であっても手術等で連続して施用する場合以外は麻薬注射剤を分割して施用しないこととし、残液は麻薬管理者に返納しなければならない。

(注射用麻薬の返品)

第4条 注射用麻薬の施用後は、院内麻薬注射施用票(様式第2号)に必要事項を記載し、空になったアンプル(アンプルに注射液の残量がある場合は、注射液が漏れないように処置をしたもの)を添えて、薬剤科に提出し、麻薬管理者の確認を受けなければならない。

(内服、外用麻薬の施用、返品)

第5条 内服、外用麻薬(貼付剤の麻薬は除く)の施用後は、麻薬施用票を薬剤科へ提出する。施用中止等により返品する時は、麻薬施用票とともにその麻薬を薬剤科に提出し、麻薬管理者の確認を受けなければならない。

第6条 院内施用における貼付剤の麻薬の施用後は、麻薬施用票とともに施用済みの貼付剤を薬剤科へ提出し、麻薬管理者の確認を受ける。貼付直後、剥がれてしまった場合、施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も同様とする。

(保管)

第7条 交付を受けた麻薬は、かぎをかけた堅固な設備内に保管しなければならない。

(事故の届出)

第8条 交付を受けた麻薬につき、減失、盗取、破損、流出、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を麻薬管理者に届け出なければならない。

(記録)

第9条 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、診療録(麻酔記録を含む)に、患者の氏名、性別、年齢、住所、病名及び主症状、麻薬の品名及び数量、施用又は交付の年月日を記載しなければならない。この場合において、診療録の表紙及び施用記録個所に麻と、朱書きしなければならない。

(麻薬中毒患者の診断届)

第10条 医師は、診察の結果その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、速やかに、「麻薬中毒者診断届」を麻薬管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、がん等の疾患治療のため麻薬を長期にわたり施用している患者について、麻薬中毒であると診断したときは、上記診断届に(医療用)と記入した上届け出る。

3 医師は、前項の者が死亡し、又は転院等をしたときは、速やかに麻薬管理者に届け出なければならない。

第3章 向精神薬に関する取扱い

(交付)

第11条 内服、外用向精神薬の交付は、普通処方せんによるものとする。

第12条 注射用向精神薬の交付は、注射処方せんのほか向精神薬受払伝票を併用する。

(保管)

第13条 向精神薬の保管は、医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内に保管しなければならない。

(向精神薬の返品)

第14条 注射用向精神薬の施用後は、受払伝票に必要事項を記載し、空アンプルとともに薬剤科へ返納しなければならない。

第15条 内服、外用向精神薬を施用する必要がなくなったときは、遅滞なく薬剤科に提出しなければならない。

(事故の届出)

第16条 交付を受けた向精神薬につき、減失、盗取、破損、流出、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を麻薬管理者に届け出なければならない。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

院内麻薬注射処方せん

I D 氏名 生年月日 () 性別 病棟 処方日	薬剂科	払	受
	受領者		
	返納者		
	管理者		
施用者 氏名	印	麻薬免許証番号	
	塩酸モルヒネ注 10mg / 1ml	A	
	塩酸モルヒネ注 50mg / 5ml	A	
	塩酸モルヒネ注 200mg / 5ml	A	
	オピアト 1ml	A	
	オピスコ 1ml	A	
	オピスタン 35mg / 1ml	A	
	フェンタネスト 2ml	A	

伊那中央病院

様式第2号(第4条関係)

院内麻薬注射施用票

I D 氏名 生年月日 () 性別 病棟 処方日	薬剂科	払	受
	受領者		
	返納者		
	管理者		
施用者 氏名	印	麻薬免許証番号	
	塩酸モルヒネ注 10mg/ 1ml		A
	塩酸モルヒネ注 50mg/ 5ml		A
	塩酸モルヒネ注 200mg/ 5ml		A
	オピアト 1ml		A
	オピスコ 1ml		A
	オピスタン 35mg/ 1ml		A
	フェンタネスト 2ml		A
施用年月日	施用量	残量	取扱者
/	ml	ml	
/	ml	ml	
/	ml	ml	
/	ml	ml	
未使用 A	空アンプル A		

伊那中央病院